



来院患者様へ

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、厚生労働省より「新型コロナウイルス感染症が疑われる者の診療に関する留意点」に関する事務連絡が発出され、日本医師会（広島県医師会）を通じて情報提供がありました。

その中より、防護服や防護ガウン等が用意できない場合には、インフルエンザ、溶連菌の診断の際、検査をせずに出務医による臨床診断にて治療薬を処方することも可能と認められていることから、当診療所においても同様の対応とさせていただきますので、予めご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

2020年3月13日
福山夜間成人診療所

